

音源提出に関わる著作権料について

令和 3 年度の全日本おかあさんコーラス埼玉県大会では、「音源による出演」という可能性がございます。その際に、参加団体が録音物を埼玉県連に送った時点で、著作権における「複製権」が働きます（複製権については※参照）。

本来「複製権」は複製した団体・個人がその申告及び支払いをすべきものですが、JASRAC 管理下の曲に対しての著作権処理はまとめて県連で行います。「複製権」に関わる費用については各団体に発生するので、大会終了後に別途お支払いいただきますようお願い致します。

※「複製権」とは

著作権法第 21 条：著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

著作権法第 2 条 1 項 15 号 複製：印刷、写真、複写、録音、録画、その他の方法により有形的に再生すること。

（例外）私的使用のための複製（第 30 条）

録音物を各団で所有したり聴いたりすることは私的使用にあたりますが、第三者に渡した（県連に提出した）時点で「複製権」が働くこととなります。「複製権」に関わる著作権料は、各団にお支払いいただきます。

JASRAC 管理下の曲については県連でまとめて支払った後に、各団に料金を請求いたします。JASRAC 以外の団体が管理する楽曲については県連よりお知らせしますので、各団でご対応いただくようお願いいたします。

JASRAC 管理下の楽曲については、1 曲 200～400 円かかります。JASRAC 以外の団体が管理する楽曲についてはそれより高額になる場合もあります。